

琴浦町社会福祉協議会 福祉委員選任要領

1 選任の目的

地域住民が主体となり、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、集落での福祉活動を推進し、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

2 選任人数

集落ごとに1名の選任とする。

3 任 期

令和7年1月1日から令和7年12月31日までとする。

4 選 任

集落からの推薦とする。

5 主な活動

- (1) 集落内で、困りごとや生活のしづらさを抱えておられる方の見守りや相談、及び区長、愛の輪協力員、民生委員、行政、社協等と連携をする。
- (2) 互助や共助等による住民同士の支え合いに向けた取り組みを進める。
- (3) 災害時における安否確認や情報伝達などの協力をする。

6 その他の活動

地域福祉活動の財源となる社協一般会費、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の取りまとめなどをする。